

議案第 1 1 号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 1 0 5 号）が施行され、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 使用(第11条—第20条)」を「第2節 使用(第11条—第20条—第20条) 第3節 施設に関する構造」に、

「第21条—第26条」を「第23条—第28条」に、

「第27条—第29条」を「第29条—第31条」に改める。

第1条中「管理及び使用」を「管理、使用、施設の構造の基準等」に改める。

第3条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

第29条を第31条とし、第28条を第30条とする。

第27条第9号中「第24条」を「第26条」に改め、同条第10号中「第23条」を「第25条」に改め、同条を第29条とする。

第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第24条を第26条とする。

第23条中「第24条」を「第26条」に改め、同条を第25条とする。

第22条中「第24条」を「第26条」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「第24条」を「第26条」に改め、同条を第23条とする。

第2章に次の1節を加える。

第3節 施設に関する構造基準等

(排水施設の構造の技術上の基準)

第21条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。)の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずること。

(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれ

- のないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずること。
- (6) 排水管(第4条に係るものを除く。)の内径は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができること。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずること。
- (8) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、ます又はマンホールを設けること。
- (10) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(適用除外)

第22条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第21条の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、なお、従前の例による。ただし、施行日後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p> 第1節 略</p> <p> <u>第2節 使用（第11条—第20条）</u></p> <p> <u>第3節 施設に関する構造基準等（第21条—第22条）</u></p> <p>第3章 雑則（<u>第23条—第28条</u>）</p> <p>第4章 罰則（<u>第29条—第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、<u>公共下水道の管理、使用、施設の構造の基準等</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （用語の定義）</p> <p>第3条 略</p> <p> (1)～(4) 略</p> <p> <u>(5) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。</u></p> <p> <u>(6) 略</u></p> <p> <u>(7) 略</u></p> <p> <u>(8) 略</u></p> <p> <u>(9) 略</u></p> <p> <u>(10) 略</u></p> <p> <u>(11) 略</u></p> <p> <u>(12) 略</u></p> <p> 第2章 公共下水道</p> <p> 第1節 排水設備の設置等</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p> 第2節 使用</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p> 第1節 略</p> <p> <u>第2節 使用（第11条—第20条）</u></p> <p>第3章 雑則（<u>第21条—第26条</u>）</p> <p>第4章 罰則（<u>第27条—第29条</u>）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、<u>公共下水道の管理及び使用</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p> （用語の定義）</p> <p>第3条 略</p> <p> (1)～(4) 略</p> <p> <u>(5) 略</u></p> <p> <u>(6) 略</u></p> <p> <u>(7) 略</u></p> <p> <u>(8) 略</u></p> <p> <u>(9) 略</u></p> <p> <u>(10) 略</u></p> <p> <u>(11) 略</u></p> <p> 第2章 公共下水道</p> <p> 第1節 排水設備の設置等</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p> 第2節 使用</p>

新	旧
<p>第 1 1 条～第 2 0 条 略</p> <p>第 3 節 <u>施設に関する構造基準等</u> (<u>排水施設の構造の技術上の基準</u>)</p> <p>第 2 1 条 <u>公共下水道の排水施設（これらを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>排水管（第 4 条に係るものを除く。）の内径は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができること。</u></p> <p>(7) <u>流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずること。</u></p> <p>(8) <u>暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずること。</u></p>	<p>第 1 1 条～第 2 0 条 略</p>

新	旧
<p><u>(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。</u></p>	
<p><u>(10) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。</u></p>	
<p><u>(適用除外)</u></p>	
<p><u>第22条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。</u></p>	
<p><u>(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道</u></p>	
<p><u>(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道</u></p>	
<p>第3章 雑則 (行為の許可)</p>	<p>第3章 雑則 (行為の許可)</p>
<p><u>第23条 法第26条第1項の規定の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(許可を要しない軽微な変更)</p>	<p><u>第21条 法第24条第1項の規定の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(許可を要しない軽微な変更)</p>
<p><u>第24条 法第26条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。</u></p> <p>(占有の許可)</p>	<p><u>第22条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。</u></p> <p>(占有の許可)</p>
<p><u>第25条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占有物件</u></p>	<p><u>第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して町長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。ただし、占有物件</u></p>

新	旧
<p>の設置について法第26条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2～4 略</p> <p>第26条 略</p> <p>第27条 略</p> <p>第28条 略</p> <p>第4章 罰則 (罰則)</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当するものは、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第26条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(10) 第6条第1項、第21条若しくは第25条第1項の規定による申請書若しくは書類、第6条第2項本文若しくは第16条第1項の規定による届出書、第18条第2項第4号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第30条 略</p> <p>第31条 略</p>	<p>の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>2～4 略</p> <p>第24条 略</p> <p>第25条 略</p> <p>第26条 略</p> <p>第4章 罰則 (罰則)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当するものは、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者</p> <p>(10) 第6条第1項、第21条若しくは第23条第1項の規定による申請書若しくは書類、第6条第2項本文若しくは第16条第1項の規定による届出書、第18条第2項第4号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第28条 略</p> <p>第29条 略</p>

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により、下水道法（昭和33年法律第79号）の一部が改正されたことに伴い、大口町の下水道の構造の技術上の基準については、下水道法施行令（昭和34年4月22日政令第147号）を参酌して条例により定めることとします。

2 条例の概要

参酌する政令は、処理施設と排水施設にかかる構造の技術上の基準を定めているため、大口町にない処理施設にかかる基準を除き、排水施設について政令を参酌して条例で定めるものとします。

定める基準

- ・材料、人の立入りを制限する措置、腐食を防止する措置、耐震措置、内径、減勢工の設置、気圧の急激な変動を緩和する措置、マンホールの設置基準等

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。